

監査委員公表第1号

監査の結果により講じた措置の公表について

平成28年9月30日付け監査委員公表第1号による監査結果について、企業長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月30日

神奈川県内広域水道企業団
監査委員 川副 英二

同 長坂 潔

監 査 の 結 果

職員の服務に関する規程に定める新採用職員の保証書は規定に則り行われたい。

措 置 状 況

今回の監査結果を踏まえ、改めて職員採用時の身元保証に係る保証書の取扱いを検討したところ、職員採用時において保証書の提出を求める法的根拠はなく、採用条件としていないことなどから、当該保証書の提出は必要ないと判断し、職員の服務に関する規程に定める保証書の提出に関する規定を削除する規程改正を行いました。

監 査 の 結 果

設計変更における執行伺について、適正な決裁区分により処理されたい。

措 置 状 況

伊勢原浄水場排水処理設備機器修繕工事の設計変更に係る執行伺(平成27年12月24日)については、変更後の総額による決裁権者である副企業長に事前説明(平成27年12月17日)を行ったうえで、事務処理をしたところですが、設計変更に係る増額により変更後の総額が原決裁権者の権限を超えているのを失念しておりましたことから、副企業長の決裁を事後処理としてしまったものです。

このことは、変更設計額の増額が、17,269,200円でありましたため、その金額のみで決裁権者を判断してしまいましたこと、また当初の執行伺を添付せず総額の把握が不十分なまま事務処理を進めてしまったことによるものです。

以上の点を踏まえまして、今後、設計変更に係る増額により変更後の総額が原決裁権者の権限を超える場合は、変更後の総額により決裁権者を決するとしている規定の重要性を再認識し、事務処理にあたっては、当初の執行伺等関係書類を必ず添付のうえ遺漏がないよう慎重かつ万全を期して対応してまいります。

※ 参考

(単位：円、税込み)

区 分	当初設計額	変更設計額	増 額
修繕工事	49,021,200	66,290,400	17,269,200
決裁区分	技術部長	副企業長	